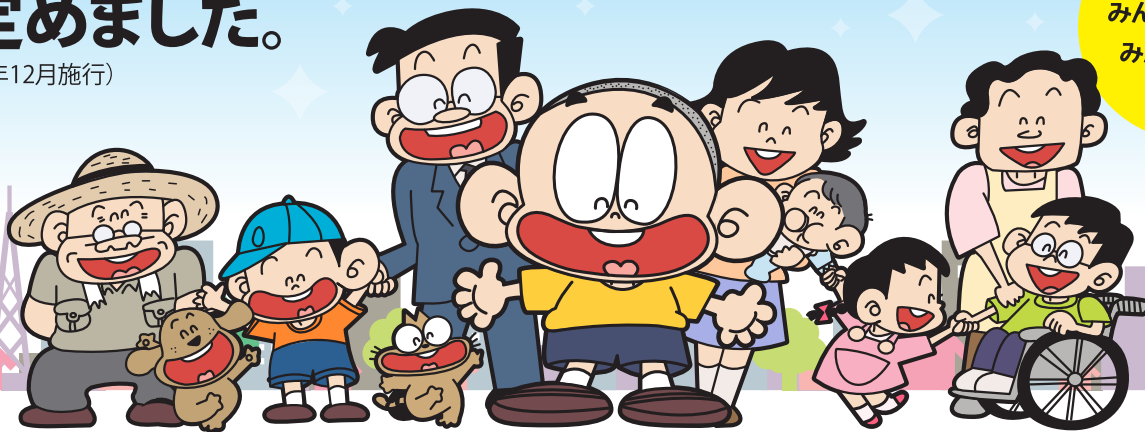


# 都城市自治公民館加入及び活動参加を促進する条例

## を定めました。

(平成29年12月施行)

みんなでつくる  
みんなのまち



都城市は、地域住民が、互いに支え合い、助け合いながら地域社会を作ってきました。その中でも自治公民館は、地域社会のリーダーとして中心的な活動を行い、その役割を果たしています。

しかし、地域社会に対する地域住民の関心や、相互のつながりが薄れ、自治公民館活動に参加する地域住民が少なくなり、地域社会の存続が危ぶまれています。

そのため、地域住民の自治公民館加入や自治公民館活動への参加を促し、自治公民館活動を活性化することで地域社会の振興を図るため、この条例を制定しました。

## 条例の基本理念

- 地域住民は支え合い、助け合いの精神で、互いのつながりを強めます。
- 自治公民館への加入、自治公民館活動参加について、地域住民の多様な価値観や自主性を尊重します。
- 地域住民、自治公民館、事業者、市のそれぞれの役割を認識し、理解と連携を図りながら公民館への加入や活動参加を促します。

## 明確にした4者の役割

条例では、地域住民、自治公民館、事業者、市の基本的な役割を定めています。

### 地域住民



- 地域の一員であると自覚し、地域で安心して暮らすために、自治公民館が重要な役割を担っていることを認め、自治公民館への加入と自治公民館活動参加に努めます。

### 自治公民館



- 地域住民へ、自治公民館活動の重要性を説明し、自発的に自治公民館に加入できるよう努めます。
- 自治公民館活動の情報を積極的に地域住民や事業者に提供し、自主的に参加しやすくするよう努めます。

### 事業者



- 地域社会の一員として、所在地域の自治公民館活動に参加し協力するよう努めます。
- 従業員の自治公民館への加入や活動参加の配慮に努めます。
- 住宅の建築や賃貸などを行う事業者は、入居しようとする住民に加入啓発の情報を提供するよう努めます。

### 市



- 地域住民が自治公民館へ自発的に加入したり、自治公民館が円滑に運営できるよう必要な支援を行います。
- 自治公民館へ地域住民が理解と関心を深め、参加を促す広報啓発活動など必要な支援を行います。